

用語説明

貸借対照表の用語

資産の部

●現金及び預貯金

生命保険会社は保険料としてお預かりした資金を有価証券や貸付金などで運用していますが、保険金・年金・給付金などの支払いにあてる資金も必要なため、資産の一部を現金(外国通貨を含む通貨、当座小切手、送金小切手など)や、短期間の運用目的で預金(定期預金、通知預金、譲渡性預金、外貨預金)として保有しています。

●コールローン

他の金融機関に対して行なう短期間(1日～2週間程度)の貸付で、一時的な余裕資金の運用手段として行なっています。

●買入金銭債権

下記「有価証券」に該当しない証券などを計上します。具体的には、商業・ペーパー(CP)や住宅抵当証券、商品投資受益権証券、一般貸付債権信託受益権証券などがあります。

●有価証券

有価証券のうち、「国債」「地方債」「社債」はそれぞれ日本国、国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資で三者をあわせて「公社債」ともいいます。

「株式」は国内企業の発行する株式への投資です。

「外国証券」は米国債等、海外の国・企業などが発行する「外国債券」や、海外の企業が発行する「外国株式」等、海外の国・企業などが発行する有価証券への投資の総称です。

「その他の証券」は証券投資信託受益証券や株式以外の出資証券など上記の有価証券以外の証券です。

●貸付金

生命保険会社の貸付金は「保険約款貸付」と「一般貸付」があります。「保険約款貸付」には2種類あり、1つは、契約者が資金を必要としたときに解約返戻金の一定範囲内で利用できる

「保険契約者貸付」というものです。もう1つは、保険料の払込みが一時的に困難になり、払込猶予期間内に払い込まれない場合に、保険契約の失効を防ぐため解約返戻金の範囲内で、保険料とその利息の合計額の立替を行なう「保険料振替貸付」です。

一方、「一般貸付」は保険約款貸付以外の貸付で、国内・国外の企業に対する貸付、国・政府機関に対する貸付、住宅ローンなどがあります。

●不動産及び動産

不動産及び動産には、土地、建物、動産、建設仮勘定が含まれます。土地とは投資用建物・営業用店舗・社宅などの土地、建物とは投資用建物・営業用店舗・社宅など、動産とは自動車・コンピュータ・備品などのことです。建設仮勘定とは不動産の取得に伴って支出した金額で、引き渡しを受け、それぞれ土地・建物などの本来の科目に振替えるまでに一時的に計上する勘定のことです。

●代理店貸

生命保険会社は、保険の募集・集金業務を行なうために代理店と委託または請負契約を結んでいます。代理店貸とは、その代理店に対する債権総額です。代理店で取り扱った新契約について、集金した保険料は生命保険会社に送金しますが、事業年度末時点で保険会社に入金(着金)されていない場合などに発生します。

●再保険貸

生命保険会社では、自己の引き受けた保険の一部について、リスクを分散するために国内・国外の再保険引受会社に保険料(再保険料)を支払い、再保険契約を結ぶことがあります。

再保険貸は、再保険契約に基づいて授受される保険料・保険金などに関する再保険会社に対する債権(未収金額)の総額です。

●その他資産

他のいずれの科目にも属さない資産です。

主なものは、債権金額が確定しているにもかかわらずその代金の回収が行なわれていないものを計上する

未収金、貸付金に係る未収利息や不動産の未収賃貸料などを計上する未収収益、供託金や土地・建物を賃借する場合の保証金などを計上する預託金などです。

また、借地権はその他資産に含まれます。

●繰延税金資産

税効果会計を適用した場合に計上される法人税等の前払額です。

●支払承諾見返

(「支払承諾」(P146)の解説をご覧ください)

●貸倒引当金

貸付金やその他の債権が相手先の破産などにより回収不能となる危険に備え、取立不能見込額を予め準備する目的で、引当計上します。

生命保険会社では、資産の自己査定に基づき、合理的な方法で算出された貸倒実績率等により計算した一般貸倒引当金の他、個別貸倒引当金、特定海外債権引当勘定を貸倒引当金に計上します。

*個別貸倒引当金

個別の債務者に対する貸付金などについて、回収不能または回収不能の懸念がある場合に、その回収不能額または回収不能見込額を算出し計上します。

*特定海外債権引当勘定

発展途上国や国内情勢の不安定な国など、特定の海外向け貸付の回収不能額または回収不能見込額を算出し計上します。

負債の部

●保険契約準備金

保険契約準備金は、保険業法において将来の保険金などの支払いに備えて積立が義務付けられているもので、支払備金、責任準備金、社員配当準備金があります。

*支払備金

支払義務が発生している保険金、返戻金その他の給付金のうち、決算期末時点で、いまだ未払いとなっているものについて、その支払いのために必要な金額を積み立てる準備金のことです。なお、支払事由の報告は受けていないが、その支払事由が既に発生したと考えられる金額についても、支払備金に積み立てることとしています。

*責任準備金

責任準備金は、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険業法で保険種類ごとに積立が義務付けられている準備金です。

*社員配当準備金

社員配当準備金は、保険契約に対する配当を行なうために積み立てられた準備金です。

●再保険借

再保険貸の逆で、生命保険会社と再保険会社との間の再保険契約に基づいて授受される保険料・保険金などに関する債務の総額です。「再保険貸」(P145)の解説もご覧ください

●その他負債

他のいずれの科目にも属さない負債です。主なものは、未払いの税金や経費などを計上する未払費用や、不動産賃貸に伴い受け入れた保証金、敷金を計上する預り保証金です。

●退職給付引当金

将来の従業員の退職金・年金の支払いに備えて積み立てているものです。

平成12年度より退職給付会計が導入され、退職金・年金にかかる会社のコストや債務について発生主義に基づき認識することになりました。

●偶発損失引当金

商法第287条の2の規定に基づく引当金であり、債権流動化・不動産先渡契約等に関し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。

●価格変動準備金

株式などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備えることを目的に、保険業法第115条第1項に基づいて積み立てた金額です。

●再評価に係る繰延税金負債

土地再評価を実施した事業用土地の再評価額が直前の帳簿価額を上回る場合の、税効果相当額を計上します。

●支払承諾

生命保険会社には保険業法において債務の保証が付随業務として認められています。保険会社は、顧客からの依頼に基づき、顧客の第三者に対する債務について、その支払いを保証した場合、保険会社は実際に顧客に代わり第三者への債務を弁済することが考えられます。この場合、保険会社は本来の債務者である顧客に対し求償権(代わって弁済したお金を返してもらう権利)を取得します。「支払承諾」とは、保証先に対して保証している債務の総額を偶発的に発生する債務として貸方に計上するものです。この場合、「支払承諾見返」を借方に同額計上しますが、これは保証している債務を債務者に代わって弁済した場合に、顧客に対して生じる求償権を偶発的に発生する債権として計上するものです。

資本の部

●基金

相互会社において株式会社の資本金にあたるものが基金です。保険業法第6条の規定により、相互会社では基金(基金償却積立金を含む)の総額が10億円以上とされています。

●基金償却積立金

相互会社が基金を償却する場合に保険業法の規定により積み立てを義務付けられている積立金です。償却額と同額の基金償却積立金の積み立てが義務付けられています。

●剰余金

(損失てん補準備金・任意積立金・当

期末処分剰余金)

*損失てん補準備金

担保資金を増強し将来の損失に備えるため、保険業法第54条により、基金(基金償却積立金を含む)の総額(定款でこれを上回る額を定めたときは、その額)に達するまでは、毎決算期(3月末)に剰余金の処分として支出する金額の0.3%以上を積み立てることが義務付けられています。

*任意積立金

任意積立金は、剰余金処分て積み立てられる積立金のうち、商法、保険業法などで積み立てが強制されることのない積立金です。積み立てにあたっては総代会へ付議し、承認を得なければなりません。また、任意積立金には特定の目的をもって積み立てられる目的積立金と特定目的のない別途積立金があります。

*当期末処分剰余金

当期末処分剰余金は、損益計算書上の当期損益計算において算出された当期末処分剰余金です。なお、相互会社においては、剰余金の処分としての社員配当準備金の繰入れが総代会の決議事項であるため、社員配当準備金繰入前の金額になっています。

●土地再評価差額金

土地の再評価に伴う再評価差額から、再評価に係る繰延税金負債の金額を控除した金額、または再評価に係る繰延税金資産の金額を加えた金額を計上します。

●株式等評価差額金

生命保険会社の保有する有価証券のうち、「売買目的有価証券」「責任準備金対応債券」「満期保有目的の債券」「子会社株式及び関連会社株式」のいずれにも分類されない「その他有価証券」については、平成13年度から時価で評価し、貸借対照表に計上されています。ただし、その評価損益は損益計算書には計上されず、株式等評価差額金として、税効果分を除いて貸借対照表の資本の部に計上されます。なお、この取り扱いは平成12年度から適用することが可能であり、当社では平成12年度より適用しています。

損益計算書の用語

●経常収益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。生命保険会社の場合、保険料等収入、資産運用収益、その他経常収益に区分されています。

●保険料等収入

契約者から払い込まれた保険料による収益で、生命保険会社の収益の大部分を占めています。再保険収入もここに含まれています。

●資産運用収益

資産運用による収益で、利息や配当金のほかに有価証券売却益なども含まれます。

*利息及び配当金等収入

資産運用収益の中心となる収益で、主なものは預貯金利息、有価証券利息・配当金、貸付金利息、不動産賃貸料です。

*金銭の信託運用益

信託銀行へ信託した金銭を有価証券などで運用した結果として得られた収益を計上します。

逆に運用結果が損失となった場合には「金銭の信託運用損」に計上します。

*有価証券売却益

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を上回った場合に、その差額を計上します。

●その他経常収益

主なものは、保険金据置受入金、支払備金戻入額、責任準備金戻入額です。

*保険金据置受入金

保険金の支払いが起こった場合でも、お客さまによっては一度にその全額を必要としないケースがあります。

そのような方のために生命保険会社では、所定の利息をつけて保険金をお預かりする制度がありますが、この制度の受入金を計上します。（「保険金据置支払金」(P148)の解説もご覧ください）

*責任準備金戻入額

責任準備金の取崩額が積立額を上回る場合に計上します（「責任準備金等繰入額」の解説もご覧ください）。

●経常費用

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。生命保険会社の場合、保険金等支払金、責任準備金等繰入額、資産運用費用、事業費、その他経常費用に区分されています。

●保険金等支払金

保険金、年金、給付金、返戻金などの保険契約上の支払いを計上します。再保険契約による支払保険料もここに計上します。

●責任準備金等繰入額

生命保険会社特有の決算手続きとして、責任準備金および支払備金については毎決算期(3月末)に、前年度計上額を一旦全額戻入れし、当年度の必要額を新たに全額繰入れる方法(洗い替え方式)により積み立てられます。

損益計算書の表示は、(繰入額-戻入額)の差額で表示されますので、繰入額が戻入額を上回る場合には責任準備金繰入額・支払備金繰入額として表示され、戻入額が繰入額を上回る場合には、責任準備金戻入額・支払備金戻入額として表示されます。

*社員配当金積立利息繰入額

社員配当金の支払方法のうち、契約当日から利息をつけて保険会社に積み立てておく方法による社員配当金は、契約の消滅または契約者の支払請求などにより実際の支払いが行なわれるまで社員配当準備金の中に利息をつけて留保されます。社員配当金積立利息繰入額は、社員配当準備金に繰入れる当年度の利息による増加額を計上します。

●資産運用費用

資産運用収益を得るために要した費用で、有価証券売却損、有価証券評価損、貸倒引当金繰入額などを計上します。

*支払利息

生命保険会社の支払利息に計上されるものには、預り金利息、保険金・給付金等の支払遅延利息などがあります。

*有価証券売却損

有価証券を売却した場合、売却価額が帳簿価額を下回った場合にその差額を計上します。

*有価証券評価損

減損処理により有価証券を時価評価した際の評価差損を計上します。

*金融派生商品費用

みなし決済により時価評価したデリバティブ取引の評価損益および期中の実現損益を計上します。これらの損益を合計して、益がでた場合は「金融派生商品収益」に、損が出た場合は「金融派生商品費用」に計上します。

*貸付金償却

貸付先の破産などの理由により、回収不能となった貸付金の償却額です。ただし、前事業年度以前に貸倒引当金にすでに積み立てられている金額(個別貸倒引当金)を相殺した後の金額を計上します。

*賃貸用不動産等減価償却費

減価償却費(固定資産の取得価額をその耐用期間の各事業年度に配分する手続きにより発生する費用)のうち、投資用不動産・動産などに係るものを計上します。

*その他運用費用

上記のいずれにも属さない資産運用に係る費用を計上します。具体的には、①投資に係る税金(消費税、固定資産税など)、②投資用不動産に係る費用のうち、ア)賃借料等、イ)登記手数料、ウ)維持・管理に係る委託料、光熱費、修理費等、などがあります。

*特別勘定資産運用損

特別勘定から生ずる全ての資産運用収益、資産運用費用を計上します。これらを合計して、益が出た場合は「特別勘定資産運用益」に、損が出た場合は「特別勘定資産運用損」に計上します。

●事業費

新契約の募集および保有契約の維持保全や保険金などの支払いに必要な経費を計上します。一般事業会社の販売費および一般管理費に相当します。

●その他経常費用

主に保険金据置支払金、税金、減価償却費を計上します。ただし、税金、減価償却費のうち、資産運用に係るものは資産運用費用に計上します。

*保険金据置支払金

保険金、給付金を生命保険会社に据置している場合、受取人からの請求または据置き期間の満了によって支払われた金額です。

生命保険会社は、保険金、給付金を据置く場合、保険金据置受入金を

計上して責任準備金の中に一旦留保し、これらを支払う場合には、据置期間に対応する利息とともに、責任準備金を取り崩して支払います。

*税金

生命保険会社が税金として納付する金額を計上します。

ただし、法人所得に係る税金は「法人税及び住民税」に、資産運用に直接係る投資関係税金は「その他運用費用」に計上されるため、この科目には計上されていません。主なものは、印紙税、事業税、営業用資産に係る固定資産税・都市計画税などがあります。

*減価償却費

減価償却費は、資産の取得価額を、その耐用期間の各事業年度の費用として配分するための経理上の手続きにより発生する費用で、生命保険会社が保有する不動産・動産等について、当年度に減価償却した額を計上します。

なお、投資用不動産等に係る減価償却費については「賃貸用不動産等減価償却費」において計上します。

●経常利益

生命保険事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益(経常収益)から、発生する費用(経常費用)を差し引いた残額が経常利益です。なお、経常費用が経常収益を上回った場合には、その差額が経常損失となります。

●特別利益

臨時・突発的に発生する利益を計上します。主に、不動産動産等処分益、保険業法第112条評価益などを計上します。

*不動産動産等処分益

不動産・動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を超える場合に、その差額を計上します。有価証券の売却益は、資産運用の一つの柱として、経常的かつ反復して行なわれていることから経常収益に含めており、不動産・動産などの処分益は、臨時・突

発的に発生するということから、特別利益の中に含めています。

*貸倒引当金戻入額

資産の自己査定結果を踏まえ、個別貸倒引当金に繰入れるもの以外の貸付金については、合理的な方法により算出された貸倒実績率等に基づき計算された貸倒見込額を一般貸倒引当金として計上します。当期の計上金額(繰入金額)が前期の計上金額(戻入金額)よりも少ない場合、その差額を「貸倒引当金戻入額」に計上します。逆に当期の繰入金額が戻入金額よりも多い場合にはその差額を「貸倒引当金繰入額」として資産運用費用に計上します。個別貸倒引当金や特定海外債権引当勘定の戻入金額、繰入金額も含まれます。

●特別損失

臨時・突発的に発生する損失で、生命保険会社の通常の事業活動ではないものを計上します。主に、不動産動産等処分損、債権売却損失引当金繰入額、価格変動準備金繰入額、不動産圧縮損などを計上します。

*不動産動産等処分損

有価証券以外の不動産・動産などを売却し、売却価額が、その帳簿価額と譲渡経費の合計額を下回る場合に、その差額を計上します。

さらに、この科目には、有価証券以外の資産に係る除却(取壊しなど)、災害・盗難による損失、および累積債務国に対する貸付金などの債権譲渡損失なども計上します。

*価格変動準備金繰入額

価格変動準備金への繰入額を計上します。(「価格変動準備金」(P146)の解説もご覧ください)

*不動産圧縮損

法人税法、租税特別措置法の規定に基づき、不動産の交換・換地・収用などで圧縮記帳の適用を受け、新規取得資産の取得価額を減額させた額です(圧縮記帳とは、法人が資産を取得した際、取得価額よりも少なく帳簿に計上することです)。

不動産圧縮損に計上した額だけ、不動産処分益を相殺することになり、法人税などの課税の繰延が行なわれます。

●税引前当期剰余

経常損益に特別利益を加え、特別損失を控除したものです。

●法人税及び住民税

当年度の所得に係る法人税、住民税の合計金額です。

●法人税等調整額

税効果会計の適用に伴い生じる繰延税金資産と繰延税金負債の差額(その他有価証券に係るものを除く)を期首と期末とで比較した増減額を計上します。

●当期剰余

税引前当期剰余から法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を控除した金額で、会社のすべての活動によって生じた剰余を意味します。

●価格変動積立金取崩額

有価証券や不動産などの価格変動の著しい資産について、その価格が将来下落したときに生じる損失に備える目的積立金として、資本の部の「任意積立金」(P146)に積み立てたものを価格変動積立金といい、これを取崩した金額を価格変動積立金取崩額に計上します。

●当期末処分剰余金

社員配当準備金繰入前の金額です。この剰余金が契約者に対して支払う配当金の財源となります。

連結財務諸表関係の用語

●持分法

連結財務諸表作成手続きでは、原則的にすべての子会社を連結し、企業集団間の取引や債権債務等を消去します。

ただし、関連会社および非連結子会社については、当該会社の純資産および損益のうち親会社に帰属する部分のみを連結します。これを持分法と言います。具体的には、A社がB社の株式の30%を所有していれば、B社の利益の30%はA社に帰属するものと考えます。この場合、B社が100の利益を上げれば、30が連結計算書に取り込まれます。

なお、連結財務諸表に重要な影響を与えない場合に持分法の適用会社としないことができます。

●連結貸借対照表関係

*為替換算調整勘定

連結財務諸表を作成する際、海外の子会社を所有している場合には外貨を円貨に換算する必要があります。子会社の財務諸表は、資産および負債項目は期末レートで、資本項目は発生時または取得時レートで換算されるため、為替差額が生じます。この為替差額を「資本の部」に計上します。

*少数株主持分

親会社以外の第三者が持つ子会社の持分を「負債の部」と「資本の部」の間に計上します。

●連結損益計算書関係

*少数株主利益または損失

子会社の親会社以外の株主である少数株主持分の増減額を計上します。

生命保険協会統一開示項目索引

「明治生命の現況」は、保険業法第111条ならびに生命保険協会の定める開示基準に基づいて作成しています。

その開示基準における各項目は以下のページに掲載しています。（*印は、保険業法で開示することが定められている項目です。）

I. 保険会社の概況及び組織*

1. 沿革	56
2. 経営の組織*	139
3. 店舗網一覧	142
4. 基金の状況*	14
5. 総代氏名	137
(総代の役割)	44
(選考方法)	44
(主な保険種類・職業・年齢・地域別による構成)	137
6. 社員構成	138
7. 評議員氏名	138
(制度の趣旨)	47
(評議員の役割)	47
(職業・年齢)	138
8. 取締役及び監査役(役職名・氏名)*	140
9. 従業員の在籍・採用状況	139
10. 平均給与(内勤職員)	139
11. 平均給与(営業職員)	139
12. 総代会傍聴制度(議事録)	44

II. 保険会社の主要な業務の内容*

1. 主要な業務の内容*	136
2. 経営方針	3

III. 直近事業年度における事業の概況*

1. 直近事業年度における事業の概況*	16
2. 契約者懇談会開催の概況	47
3. 相談(紹介、苦情)の件数	30
4. 契約者に対する情報提供の実態	32、54
5. 商品に対する情報および デメリット情報提供の方法	32、54
6. 営業職員・代理店教育・研修の概略	29
7. 新規開発商品の状況	26、130
8. 保険商品一覧	130
9. 情報システムに関する状況	36
10. 公共福祉活動、厚生事業団活動の概況	55

IV. 直近5事業年度における

主要な業務の状況を示す指標*	表紙裏
-----------------------	-----

V. 財産の状況*

1. 貸借対照表*	58
2. 損益計算書*	60
3. キャッシュ・フロー計算書*	— (注)
4. 剰余金処分または損失処理に関する書面*	61
5. 債務者区分による債権の状況*	
(破産更正債権及びこれらに準ずる債権)*	13、69
(危険債権)*	13、69
(要管理債権)*	13、69
(正常債権)*	13、69
6. リスク管理債権の状況*	13、69
(破綻先債権)*	13、69
(延滞債権)*	13、69

(3ヵ月以上延滞債権)*	13、69
(貸付条件緩和債権)*	13、69
7. 保険金等の支払能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)*	8、69
8. 有価証券等の時価情報(会社計)*	
(有価証券)*	70
(金銭の信託)*	71
(デリバティブ取引)*	72
9. 経常利益等の明細(基礎利益)	10、75
10. 計算書類等について商法特例法による会計 監査人の監査を受けている場合にはその旨*	68
11. 貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失 処理計算書(剰余金処分計算書又は損失処理計算書) について証券取引法に基づき公認会計士又は監査法 人の監査証明を受けている場合にはその旨*	該当せず

VI. 業務の状況を示す指標*

1. 主要な業務の状況を示す指標	
(1) 決算業績の概況	18、20、22
(2) 保有契約高及び新契約高*	76
(3) 保障機能別保有契約高*	79
(4) 個人保険及び個人年金保険契約種類別 保有契約高*	80
(5) 社員配当の状況*	23
2. 保険契約に関する指標	
(1) 保有契約増加率*	83
(2) 新契約平均保険金及び保有契約平均保険金 (個人保険)*	83
(3) 新契約率(対年度始)	84
(4) 解約失効率(対年度始)*	84
(5) 個人保険新契約平均保険料(月払契約)*	84
(6) 死亡率(個人保険主契約)	84
(7) 特約発生率(個人保険)	84
(8) 事業費率(対収入保険料)	84
3. 経理に関する指標	
(1) 支払備金明細表	85
(2) 責任準備金明細表*	85
(3) 個人保険及び個人年金保険の責任準備金の 積立方式、積立率、残高(契約年度別)*	85
(4) 社員配当準備金明細表*	86
(5) 引当金明細表*	86
(6) 特定海外債権引当勘定の状況* (特定海外債権引当勘定)*	87
(対象債権額国別残高)*	87
(7) 利益準備金及び任意積立金明細表*	87
(8) 保険料明細表	88
(9) 保険金明細表	88
(10) 年金明細表	88
(11) 給付金明細表	89
(12) 解約返戻金明細表	89
(13) 減価償却費明細表	89
(14) 事業費明細表*	89
(15) 税金明細表	90

(16)リース取引	90
4. 資産運用に関する指標	
(1) 資産運用の概況	
(年度の資産の運用概況)	19
(ポートフォリオの推移 <資産の構成及び資産の増減>)*	91
(2) 運用利回り*	92
(3) 主要資産の平均残高*	92
(4) 資産運用収益明細表*	92
(5) 資産運用費用明細表*	93
(6) 利息及び配当金等収入明細表*	93
(7) 有価証券売却益明細表	93
(8) 有価証券売却損明細表	94
(9) 有価証券評価損明細表	94
(10) 商品有価証券明細表*	該当せず
(11) 商品有価証券売買高	該当せず
(12) 有価証券明細表*	94
(13) 有価証券残存期間別残高*	95
(14) 保有公社債の期末残高利回り	95
(15) 業種別株式保有明細表*	96
(16) 貸付金明細表*	97
(17) 貸付金残存期間別残高	97
(18) 国内企業向け貸付金企業規模別内訳*	97
(19) 貸付金業種別内訳*	98
(20) 貸付金使途別内訳*	98
(21) 貸付金地域別内訳	99
(22) 貸付金担保別内訳*	99
(23) 不動産及び動産明細表*	
(不動産及び動産の明細)*	99
(不動産残高及び賃貸用ビル保有数)*	99
(24) 不動産動産等処分益明細表*	100
(25) 不動産動産等処分損明細表*	100
(26) 賃貸用不動産等減価償却費明細表	100
(27) 海外投融資の状況	101
(資産別明細)*	102
(地域別構成)*	102
(外貨建資産の通貨別構成)	102
(28) 海外投融資利回り*	92
(29) 公共関係投融資の概況(新規引受額、貸出額)	103
(30) 各種ローン金利	103
(31) その他の資産明細表	103
5. 有価証券等の時価情報(一般勘定)	
(有価証券)	104
(金銭の信託)	107
(デリバティブ取引)	107

VII. 保険会社の運営*

1. リスク管理の体制*	51
2. 法令遵守の体制*	49
3. 個人データの保護について	50

VIII. 特別勘定の状況*

1. 特別勘定資産残高の状況*	109
-----------------	-----

2. 個人変額保険(特別勘定)の状況	
(1) 保有契約高	109、112
(2) 個人変額保険特別勘定資産の運用の経過	109
(3) 年度末個人変額保険特別勘定資産の内訳*	110
(4) 個人変額保険特別勘定の運用収支状況*	110
(5) 個人変額保険特別勘定に関する有価証券等の時価情報 (有価証券)	110
(金銭の信託)	111
(デリバティブ取引)	111

IX. 保険会社及びその子会社等の状況*

1. 保険会社及びその子会社等の概況*	
(1) 主要な事業の内容及び組織の構成*	113
(2) 子会社等に関する事項*	
(名称)*	115
(主たる営業所又は事務所の所在地)*	115
(資本金又は出資金)*	115
(事業の内容)*	115
(設立年月日)*	115
(保険会社が保有する子会社等の議決権の総株主、 総社員又は総出資者の議決権に占める割合)*	115
(保険会社の一の子会社等以外の子会社等が保有 する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員 又は総出資者の議決権に占める割合)*	115
2. 保険会社及びその子会社等の主要な業務*	
(1) 直近事業年度における事業の概況*	116
(2) 主要な業務の状況を示す指標*	
(経常収益)*	116
(経常利益又は経常損失)*	116
(当期純剰余又は当期純損失)*	116
(総資産額)*	116
3. 保険会社及びその子会社等の財産の状況*	
(1) 連結貸借対照表*	117
(2) 連結損益計算書*	118
(3) 連結キャッシュ・フロー計算書*	119
(4) 連結剰余金計算書*	120
(5) リスク管理債権の状況*	
(破綻先債権)*	129
(延滞債権)*	129
(3か月以上延滞債権)*	129
(貸付条件緩和債権)*	129
(6) 子会社等である保険会社の保険金等の支払能力 の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)*	129
(7) セグメント情報*	129
(8) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算 書について証券取引法に基づき公認会計士又は監査法 人の監査証明を受けている場合にはその旨*	該当せず

(注) 連結キャッシュ・フロー計算書を作成しています。

五十音索引

あ

ITの活用	36
アカウント型保険	26
アセットマネジメント	40
アフターサービス体制	30
インターネット	30、54
ウェルネスケア・ネットワーク	35
ALM	52
m.a.レポート	26
沿革	56

か

カードサービス	31
介護サービス	35
格付	15
確定拠出年金	41
監査報告書	68、121
企業・団体向けの商品	132
基金	14
基礎利益	10、75
逆ざや	10
銀行等金融機関窓口販売	37
クイックMカスタマーダイレクト	30
経営活動の概況	16
経営効率化	15
経営方針	3
契約者貸付制度	134
子会社等の状況	113
ご加入者懇談会	47
ご契約者向けサービス・パッケージ「map」	33
個人情報保護方針	50
国際活動	42
個人向けの商品	130
コンサルティングサービス	29
コンプライアンス	49

さ

債務者区分による債権の状況	13、69
自己査定	12
自己資本	14
実質純資産額	9
自動車保険	38
社員構成	138
社員(ご契約者)配当の概況	23
社会公共・文化活動	55
従業員の状況	139
主要な業務の内容	136
商品一覧	130、132
情報システム	36
情報提供の体系	32
剰余金処分に関する書面	61
新契約高	18、76
生命保険契約者保護機構	135
責任準備金	9、85

総合福祉団体定期保険	132
相互会社の運営	44
総代	44、137
総代会傍聴制度	44
総代候補者選考委員会	44
即振くん	31
組織図	139
ソルベンシー・マージン比率	8、69、129
損益計算書	21、60
損害保険	38

た

貸借対照表	22、58
ディスクロージャー	54
店舗網一覧(国内・海外)	142
電話照会窓口	144
投資信託	41

な

年次報告書	27
-------	----

は

ハッピーレポート	27
ハッピーL.A.ボーナス	27
販売・サービス方針	50
評議員	47、138
含み損益	11
不良債権	12
保障見直し	133
保有契約高	18、76

ま

マイスター	5、29
マスタートラスト	41
明治生命フィナンシャル・サービス研究所	55
明治損害保険	38
明治ドレスナー・アセットマネジメント	40
メディカルアカウント m.a.	26

や

役員等略歴	140
安田生命との合併について	4
有価証券等の時価情報	70、104、110

ら

ライフアカウント L.A.	26、130、133
らくらく病院予約サービス	34
リスク管理	51
リスク管理債権	13、69、129
連結キャッシュ・フロー計算書	119
連結剰余金計算書	120
連結損益計算書	118
連結貸借対照表	117